

令和7年第6回（10月）大潟村議会臨時会会議録

1. 開議日時 令和7年10月15日（水）午前10時00分～午後0時00分

2. 会場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 斎藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
福祉保健課長 北嶋 学	産業振興課長 伊東 寛
教育次長 宮田雅人	農業委員会事務局長 澤井公子

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第67号 男鹿潟上南秋消防組合の設立について
議案第68号 男鹿地区消防一部事務組合規約の一部変更について
議案第69号 男鹿地区消防一部事務組合の解散について
議案第70号 男鹿地区消防一部事務組合の解散に伴う財産処分について
議案第71号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案
議案第71号（修正案） 「議案第71号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案」に対する
修正案
報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回大潟村議会臨時会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、松雪照美さんと、9番、三村敏子さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第67号「男鹿潟上南秋消防組合の設立について」から、日程第6、議案第70号「男鹿地区消防一部事務組合の解散に伴う財産処分について」及び、日程第8、報告第6号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

本日、臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、提出しております議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第67号「男鹿潟上南秋消防組合の設立について」は、令和6年7月より男鹿市、潟上市、八郎潟町、井川町及び大潟村の2市2町1村の消防広域化協議会で検討を重ねてきました新組合の設立について、規約を定め、令和8年1月1日に男鹿潟上南秋消防組合を設立することの協議に関して、地方自治法第284条第2項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号「男鹿地区消防一部事務組合規約の一部変更について」は、同組合の解散に伴う事務の承継団体を「男鹿潟上南秋消防組合」とするため、組合規約を変更することについての協議に関して、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号「男鹿地区消防一部事務組合の解散について」は、令和8年3月31日をもって同組合を解散することについて、地方自治法第288条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号「男鹿地区消防一部事務組合の解散に伴う財産処分について」は、同組合の解散に伴う財産処分の協議に関して、地方自治法第289条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第6号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告」につきましては、議会の委任による村長の専決処分事項に指定された損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところですが、詳細につきましては、提

出しております議案書に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第 67 号「男鹿潟上南秋消防組合の設立について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号「男鹿地区消防一部事務組合規約の一部変更について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号「男鹿地区消防一部事務組合の解散について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号「男鹿地区消防一部事務組合の解散に伴う財産処分について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 71 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」を議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております補正予算案についてご説明申し上げます。

補正予算案は、先の第 5 回大潟村議会 9 月定例会における令和 7 年 9 月 19 日の会議で否決

された議案第 65 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算」の内容を踏まえ、必要な修正及び見直しを行ったうえで、改めて提出するものであります。

脱炭素先行地域に認定された本村では、地域特性を最大限に活かし、先進性とモデル性を兼ね備えた本事業に取り組むことで、地域課題の解決とともに、脱炭素社会の実現と地方創生の両立を目指しております。

また、村が掲げる「自然エネルギー100%の村づくり」の理念のもと、村民の皆さま及び村内事業者の方々と力を合わせて、事業を進めているところです。

その中核を担う株式会社オーリスへの増資については、同社から、自己資本の増強に関する増資依頼がありました。これは、もみ殻ボイラープラントの引渡し遅延に伴う運転資金の不足及び今後予定されている太陽光発電事業への設備投資に対応するため、同社の財務体質の改善・強化を目的としたものです。

今回の増資は、村を含む既存出資者 19 者に対して総額 5,500 万円の出資を募るものであり、村としてはこの依頼に応じ 3,300 万円を新たに出資する方針です。熱供給事業及び太陽光発電事業は、ようやく軌道に乗ってきたところであります。より安定した経営を進めるためにも、今回の増資は必要と考えております。

この追加出資により、村の同社への出資総額は 3,800 万円となり、出資比率は 38.6% となります。これにより事業の円滑な推進を支援するとともに、本事業が有する公共性・公益性、並びに村による公的支援の趣旨を踏まえ、株式会社オーリスの健全な経営が維持されるよう適切な指導を行ってまいります。

つきましては、議員の皆さまにおかれましても、本事業の趣旨をご理解いただき、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

それでは、議案第 71 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課関係では財政管理費において、かんがい排水施設整備基金に 3,700 万円、及び観光振興基金に 2,500 万円を積立金として計上しております。

福祉保健課関係では社会福祉総務費において、令和 6 年度に実施した定額減税補足給付金の算定に際して、その支給額に不足が生じた方などに対し、令和 7 年度に給付金を支給するため必要な所要額 239 万 7 千円を計上しております。

生活環境課関係では環境エネルギー費において、先ほどご説明しました株式会社オーリスへの出資金 3,300 万円を計上しております。

産業振興課関係では農業振興費において、新たに 3 経営体が農業支援サービスサポート事業に採択されたことに伴い 2,155 万 5 千円を計上しております。

これにより、補正総額は 1 億 1,895 万 2 千円となり、補正後の予算現額は、54 億 4,172 万 9 千円となったところであります。なお、補正の財源は、国、県支出金のほか、村が保有する株式会社大潟村カントリーエレベーター公社の株式 400 株のうち、同社の申し出に基づく相対取引で 380 株を譲渡した財産収入 9,500 万円を予算計上したところです。

以上、補正予算案の概要についてご説明申し上げたところですが、詳細につきましては、提出しております議案書及び補正予算書に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

今の予算案について質問をさせていただきます。

9月議会で否決された出資金の予算について、再度ご提案いただいております。

今回、予算の提出にあたって全体での説明というのはあまりされずにですね、村長自らなのか、社長自らなのかわかりませんけれども、個別に議員へ説明、説得されるというやり方、個人的にあまり好きではないのですけれども、そういうやり方をされていたと思います。その際に、今回の出資金の予算が通らなかつた場合に、入札済みの事業が滞る可能性があるという説明をされたかと思います。そのような話を伺っております。また、担当課からの説明も、最悪そのような可能性があるため増資したいというお話だったかと思います。

そもそも短い期限を切ってですね、人質を取ったような、こういうやり方というのは全く同意できるものではなくですね、議会での議論、審議の方法としてあるべき姿だとは全く思いません。

またそのような本来あるべき姿でない形で、議会で議論や審議がし尽くされてない状態で、議員が議案に賛成もしくは反対を投じることが、賛成を投じるがあれば、それもまた問題だと思います。

さて、その上で質問させていただきますが、今回の出資に関してはですね、先ほどの説明でも、今後予定されている太陽光発電事業への設備投資に対応するためというお話がありました。また、先ほども言ったとおり、事業が滞る可能性があるという点も説明いただいております。

ただ、今回の増資に関しては、事業資金としての予算ではないと考えております。株式会社オーリスが入札を実施済みの太陽光および蓄電池の事業に関しては、秋田銀行さんからの融資において行うと伺っていますし、仮にそれを今回の増資で賄うには到底金額として足りるものではありません。であるとするならば、今までの説明から理解するに、今回、村が出資しなければ秋田銀行からオーリスへの融資が実施されないということが、秋田銀行から提示されている条件なのでしょうか。そのような理解でよろしいのでしょうか。また逆に、仮に増資がなされたとするならば、確実に融資がなされて、事業は進めることができるということも確約されているのでしょうか。まずその1点をお伺いしたいと思います。

また2点目として、先ほどの全員協議会の中で、民間の出資に関しては12月までに増資が

完了されるというお話でした。であれば、ここで無理に増資しなくとも、12月まできちんと説明をし尽くして、議論をし尽くして、その場で増資の予算を提案されるという方法もあったのではないかと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

また3点目です。当初500万円でというお話から、今回増資しなければならないという状況に陥った点、これまで再三説明いただいておりますけれども、どうも全てが他責にする傾向があつたですね、何に問題があったという話をいっぱいされるのですけれども、やはりここは経営者としての経営責任が問われているのではないかというふうに思います。この増資をしなければいけない状況に陥った点、また、もう1つ加えるならば、これまでの説明において、村長と代表取締役が兼務していたということによって、この立場が混同した状態で、様々な立ち居振る舞いをされ、説明されてきたのではないかというふうに考えております。そういう点においては、ここで増資という判断、重い判断をされるのであれば、それに伴う経営責任の取り方というものもあるかと思いますが、その点をどのように考えておられるのか。

この3点、融資の条件、また12月に行うことでもよかつたのではないかという点、また経営責任、この3点についてお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

まず今回、増資と並行して太陽光発電事業の事業実施ということでの融資ということが今協議されているところであります。この融資の協議にあたって、先ほど来話をさせていただいたようにオーリスとして今現在、引き渡し遅延に伴い、財務状況が悪化している状況であります。また、今遅延損害金の請求もしているのですが、その請求がまだ協議中であります。現実にオーリスの方に取得できるのがいつかということも非常に不明瞭なところがあり、今回、財務状況が良くないということで、増資ということで今協議しているところです。それによってオーリスの財務状況が改善され、今後の経営が適正に進められていくということにおいて、今後の融資についてもそうしたことも前提になっていると私は思っております。そうしたことから今回、今までにいう融資ということも並行してなってきたということあります。

今回、増資がなければどうなるのだということですが、今まで話をしたように、そうしたオーリス自体の経営が健全に進むことで融資をいただけるということの協議をしてきました。もしその前提がなくなるということであれば、新たな協議が必要になると思いますので、時間を要してしまうということになります。それがいつまでどうこうというのは、現段階でははっきりいたしませんが、いずれ新たな協議が必要になるということから、今回、増資をこのタイミングでしていただいて、スムーズな事業執行をオーリスの方では進めていくということでやれればと思っているところですので、どうかよろしくお願ひいたします。

また、先ほど、新たに増資に応じたところに対しては12月までというような話をさせていただきました。ただ、既にそうした社内手続きを済ませた会社もありまして、そうしたところにおいては速やかに増資をしていただくことで今協議をしているところです。ですので、2者プラス、今回村のこの増資案の可決をいただければ、村としても速やかに増資に応じていただければと思っております。

そして、村として当初500万であった出資額を今回3,300万という形になるわけがありますが、この脱炭素先行地域事業そのものが、まず村として国の認可を得て進めてきた事業でありますし、今後も、村としてもしっかりとこの事業を進めていくということで、オーリスとともに取り組んでいかなければと思っています。今回オーリスのこうした財務状況が悪い中で、民間の協力もともに得ながら、村は村として3,300万という形で増資に応じていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願ひいたします。

また、社長としての経営責任ということではありますが、先ほど来話をさせていただいたように、この事業の遅延については様々な要因があって遅延をしておりまますし、そもそも引き渡しが遅れたということでありまして、オーリス自体において何か経営上の不都合が、または業務上の不都合があつてこういう事態になったということではありませんので、どうかその点はご理解いただきながら、こういう状況を改善するためにも、今回の総額5,500万円の増資ということをぜひ議員の皆様にもご理解いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また経営責任ということでは社長の私が、今後、様々な課題もあろうかと思いますが、しっかりとそうした責任も果たしながら進めていかなければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

まず1点目の融資の条件ということですけれども、明確にはされなかつたのですけれども、新たな協議がここで否決されれば必要になるということですけれども、そうなると前回も否決しております。そこで新たな協議をされたのかどうかという点をお伺いしたいのと、オーリスとしては、秋田銀行、メインバンクさんとの新たな協議をするよりも、村民の税金をそこに投入することを選ばれたということなのでしょうか。本来それではないと思うんですね。やはり民間の事業として、今回第三セクターですけれども、民間の会社としてやっている以上、まずはそこを最大限やっていただいて、最後に、新たな協議をしてもなおどうしようもないというときに税金というのは投入されるものだと思うのですよ。それが新たな協議があるかもしれない限りあえず投入しときます、みたいなお金の使い方というのはやはりおかしいと思うんですね。その点もう一度、新たに説明いただきたいのですけれ

ども、その点はどのように考えておられるのか。

また、もう1点、損害遅延金の話が出ていましたけれども、損害遅延金が入ってきたとするならばいらなかつたというお話であれば、そうであれば、これは貸付でもよかつたということになるのでしょうか。その点もお伺いしたいと思います。

また、もう1点、先ほど民間の増資の話をされましたけれども、事前の説明ではですね、村内8者、村外1者というお話だったのですけれども、今2者でというお話で、残りの会社に関しては、再度確認なのですけれども、村の出資が前提条件になっているのか、村の出資が行われて以降やるというお話なのか、そこ辺りどういう話をされているのか、ちょっとお伺いさせていただければと思います。

最後、経営責任に関してですけれども、これは答弁されなくとも構わないのですけれども、基本的にはやはり引き渡しが遅れたというところもですね、やはり事業会社としてそこをしっかりと監視していかなかった責任というのは大いにあると思いますし、また私もこの事業は潰れていいとは思っていません。潰れていいとは思ってなくて、ただ一方で、村のお金をどんどん使うことが望ましいと思っていません。その中において、もっとふさわしい人間がきちんとマネジメント、オペレーションしていくべきではないかと考えておりますので、その点は今後きちんと考えていくべきだと思いますし、もう1点、立場を区別できていない状況というのはぜひ避けていただきたいと思います。

最初の点の質問をお答えいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず損害遅延金については、実際に請求をしているところであります、議員の皆さんご存知のように、一方、事業経費のかかり増し分の請求もいただいているところであります、その双方について今協議をしている最中です。こうしたこともありまして、それはそれとしながらも、オーリスとしての今の財務状況をやはり改善する必要があるということで今進めています、今回5,500万ということで、昨年1,100万の純資産のマイナスで、今年がマイナス3,000万ぐらいの見込みでして、そういうことを5,500万円の増資によって解消して、今後の安定した経営を進めるということで、まず、第一にオーリス自体の経営の安定ということを進めるということで、今増資ということでそれぞれお願いしているところであります。

こうした中、先ほど話をした2者においては、既に社内手続きを終えているということであります、速やかに対応できる状況と伺っています。ただ、その2者においても村としての増資に応じて共に取り組むということであります、その点においても村として今回増資に応じるということが非常に重要になっています。またその他の社においても、やはり村も出資するのでということでそれぞれ応じていただいた経緯がありまして、民間と村がともに力を合わせて今回の増資をしながら、オーリスの健全な経営を今後進めていくということに

一緒に取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

前回この案件が否決されたわけですが、その後、銀行側との協議がどのように行われたか、また行われているのか、いないのかということですが、銀行側とは引き続き、今までずっと協議してきてこの計画が今あります。その計画を進めるということがやはり今の段階では最善という判断のもとで、今日に至っているところでありますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

やはり、もう少し時間をかけて議論をするべきではないかなという中において、銀行との協議をされてきた中において、その状況を逐一ご報告いただくべきだったのかなというふうには思っております。

これに関しては皆さんいろいろな意見があると思うのですけれども、やはりもう少し時間をかけて議論をされたいというところがあると思うのですね。それに対して今回、ここがリミットであるという説明をされてきたのは、おそらくその融資の話1点ではないのかなというふうに感じておりますし、その点に関して明確に、それで融資が行われないという話でなければ、ここに税金をやはり出すというのではなく議論をした上でやるべきではないかなと思いまし、前回、9月議会においてこの予算は否決されております。否決された中において、新たな協議として村が出資しない中でやる方法がなかったのかということを議論せず、やはりこの形でやるということのみ、その1点のみで議論してきたというのは、村もオーリスも、何だったら秋田銀行も、どう考えてもおかしい話だと思うのですよ。議会の議決をすごく軽視するようなやり方ではないかと思うのですけれども、そこは本当に新たな協議の点というのはしてこなかったのか、なしでやるという話は協議していないのか、その点もう一度教えていただけないでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず、前回4,500万ということで村としては予算を計上させていただきました。その段階でも内々には村内出資者への打診もしたところであります。しかし、具体的な提示までには進めることができませんでした。これも議員の皆様の、まさに村のみでなく、村内の既存出資者からもというお話を受けてそういう対応をしたところですが、残念ながら前回の議会には間に合わなかった状況です。

今回そうしたことを受け、改めて村内の出資者にもお願いし、総額で2,200万円という

ことの協力を得ることができました。これは非常に私としては大きな前進だったと思っていますし、まさに民間と村とともに増資に応じることでオーリスの今の財務状況を改善し、健全な形で今後の事業を進めていくということが最も大事だと思っていますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

また、こうした状況をつくるということが今段階では大事なことだと思っていますし、銀行と具体的に新たな協議というのはまだしていないところでありますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

【4番：黒瀬友基議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

斎藤牧人さん。

【7番：斎藤牧人議員】

7番、斎藤牧人でございます。

先ほどの黒瀬議員の質問にもいろいろ重複するところもありますので、簡潔に述べたいと思いますが、前回の議会で否決された内容を今回出されてきましたが、その前回の議会においてもやはり、オーリスが引き渡しの遅延ですとか、太陽光のいろいろな設置の思わぬ障害等もあり、増資が必要であるという決断はおそらく大分前に、聞けば6月ぐらいに行われていたというふうに聞いております。その結果を踏まえて議会に諮らねばならぬ、かかる重要な案件を9月という大分遅い段階になって説明をし、かつ9月の段階ではもはや時間がないという形での、我々としては十分審議をする暇がないままに決断を迫られる結果となつたことは非常に遺憾であるところでございますが、まず1点目としては、6月に増資が必要であるということをおそらく判断された上で、そこまで議会の相談が遅れた件について、その理由を1点お伺いしたいと思います。

そして2点目としましては、私としましては決してこの事業に反対するものではありませんし、脱炭素先行地域として非常に野心的でかつ挑戦的なことをしている以上、様々な困難はあるということは重々承知しております。しかし、それが立ち行かなくなつたときに、村が非常に短い期間で議論を経ぬままに大きな支援をするという部分については、一定の基準なり方針といったものが必要かと思います。この6ページ上段の方に「株式会社オーリスの健全な経営が維持されるよう適切な指導を行ってまいります」という部分がございます。これは当然村長のお立場として適切な指導という形をおっしゃっているかと思いますが、この部分におきまして、今述べたとおり、ある意味、無条件といいますか、無制限な支援という形ではなく、村としてもその支援のあり方、その制限等を整理した上で、それに則って指導するという形であることが望ましいと思っております。そこまで含まれているかという点について答弁いただければと思います。

以上2点、お願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の質問にお答えします。

まずははじめに、今回、6月のオーリスの株主総会において増資案件が可決されまして、その後、既存の出資者への増資依頼ということを発出しております。当初8月末でご返答の内容だったかと思いますがこの中で、まさに齋藤議員おっしゃるように、もっと早い段階からこのように議会に対して説明をする機会を作つていければよかったと思っておりますが、そうしたことが遅れてしまったということの1つとしましては、予算として今回もカントリー エレベーターの株ということで、既存の予算とは別の形のそれが明確になった段階でということも考えていたところでありますと、そうしたことが1つあったということです。今回、正式にカントリーからそうした株の譲渡金があったことで、進めやすい環境ができるということも1つ、私個人としてはありました。しかし、それ以前にこうしたことは説明しておくべきだったと今反省もしているところです。どうかよろしくお願ひいたします。

今後の指導ということですが、先ほど全員協議会でもありました、今回、オーリスへの増資において38.6%の出資割合になるわけですが、村のみならず、しっかり議会の方でもそうした経営状況が見られるようにということで、条例を制定しながらしっかり議会に報告する形を取らせていただければと思っております、1つには。

今現在、先ほど来お話ししている脱炭素先行地域事業として今新たな事業をどんどん増やしている段階で、村としてもそういう意味の事業を進める関わりを多く持っていますが、それらが全て完了した後はオーリス自体のこうした熱供給や太陽光の運用状況ということになります。その点において公共施設の多くが太陽光発電の設備を設置しますので、こうした状況をしっかり確認し、また適切に状況によっては指導というようなことも行つていけばと思っておりますので、村としての指導というようなことも行つていきたいと思っていますので、今後はこうした適切な運営状況がしっかりとなされるように、村とともにともに取り組んでいき、さらに必要な場合には指導も行うというようなことを想定していますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

ありがとうございます。この出資に関する額もさることながら、出資比率等もおそらくオーリス設立時の議論の中でも非常に重視された部分でもあるかと思いますので、軽々に考えず、その部分に変更あることがもし予見されるのであれば、ぜひ早急に議会の方にも相談をするという形でいっていただきたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私からも質疑させていただきたいのですが、前回4,500万の増資予定ということで上程されましたが、今回2,200万、他の株主さんから協力を得て、今回村の出資が3,300万という増資の金額になったというふうに説明を受けたのですけれど、他の株主さんの方はいろいろ社内手続き等があるので、確定しているところもあるけれど、ないところもあるということなのですけれど、そこでもし万が一、他の株主さんの方でそれが当面できないと言われた場合でも今回のこの3,300万という金額でやっていくのかということを確認したいと思います。

あと、先ほど来、みんな疑問に思っているところだと思うのですけれど、先ほど来、要は急ぐ必要がないのではないかという話も確かにあったのですけれど、当初この話があったときに、要は補助金の関係で今年度中に事業を完了しなければいけないプラントがあって、そのための部材の調達に非常に時間がかかるって、要はタイムリミットだというふうな話を聞いたのですけれど、今回その話が全然ないのですけれど、それはそれで生きている話なのか。そこを教えていただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

まず、村として今回3,300万円の形で可決いただければ、村としてはそれ以上ということは、今後考えておりません。仮に予定されている方々が2,200万円に届かないという場合には、オーリスとしてはまずその範囲内でというようなことにならざるを得ないのかなと思っています。

ただ反面、今回可決いただければ村が出資するということになりますので、そうするとまだ協力いただけていないところにもまた話ができる環境が整いますので、その折に、もし応じてくれるところが増えれば、村の分を分ける形で対応させていただければと思っていますので、よろしくお願ひします。

また太陽光発電事業についてですが、今入札が既に終わって、6月26日の時点のオーリスの取締役会で、その入札が終わった事業者を正式に決定したということにしたところです。ただ、まだ銀行等の協議が整っていないということで契約には至っていないところですが、議員おっしゃるとおり、今年度中に太陽光発電事業、小中学校、こども園、ひだまり苑の事業を進める必要がありますので、本当に今ぎりぎりの段階でそれぞれ村の状況を注視していくというようなところでありますので、どうか今回よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

いずれにしろ、他の株主さんの協力も仰いで、村の比率ができれば少なくしていく方向というのを考えていただければというふうに思います。

あともう1つ、すみません、今回の増資はあくまでも増資であって補助金ではないのですけれど、増資なのですけれど、今回の増資の意味はオーリスの経営強化、財務強化ということでやるのですが、その勉強会も過去2回やりました。金融機関の方が説明されるという異例の勉強会をさせていただいた中で、やはり今回は金融機関からの融資の1つの条件というふうに確か説明があったと思うのですけれど、それについて条件という理解でよろしいのですよね。そこをちょっと話してください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

先ほども話をさせていただきましたように、今、融資を受ける段階でオーリスの経営そして今後の太陽光発電事業の採算性とか、そういうことを総合的に協議して融資の段階まで来たということでありまして、オーリス自体の経営が改善されるということが、今銀行との協議の中ではその上で借り入れ協議ということになっておりまして、ですのでオーリスの経営自体が健全に今後進んでいくということが重要な要素になっているということありますので、どうかよろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

言いたいことはわからないことはないのですけれど、いずれにしろ今回これで、オーリスという会社は今回このために作った会社なのですけれど、新しい会社、実績がないということで、当然立場変われば、金融機関からしてみれば、やはり融資という話になれば非常に厳しいものがあって、だからこそこの事業は、先ほど村長が言ったように、村が主提案者として脱炭素事業を国に申請してこれでやったということで、金融機関からしてみればやはりその行政、村のやはり本気度というのが問われる、そういうようなものを出してほしいという理由なのかなというふうに私は推測するのですけれど、そういうふうな形が今回の増資という1つのものだというふうな理解でよろしいのかどうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

まさに議員おっしゃるとおり、今オーリスとして村内出資者、そして村も出資する形で会社を設立し、事業をスタートしてここまできたわけですが、先ほど来話をしているように、様々な要因で財務状況が悪化してしまったところ、今回、既存出資者と村とともに増資することで今後しっかりと経営を進めていけると思っていますので、村として脱炭素先行地域事業を今後もしっかりと進める上でも今回の増資は必要なことだと思っていますので、既存出資者の皆様とともにオーリスという会社を健全な形で、また今後の脱炭素事業をしっかりと進める上でも、どうか今回の増資はご理解いただければと思いますから、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【6番：菅原史夫議員】

これで終わります。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前 10 時 56 分)

(午前 10 時 57 分)

再開いたします。

他に質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

暫時、休憩いたします。

(午前 10 時 57 分)

(午前 10 時 57 分)

再開いたします。

村長から追加説明があります。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

先ほど全員協議会のご質問の中で、オーリスの人員について常勤 4 名とお話ししましたが、今 4 名ですが今度事業が終われば 3 名体制で、常勤は 3 名プラス臨時ということを想定していますので、どうかよろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

《議長、動議の声あり》

【議長：丹野敏彦】

黒瀬議員。

《黒瀬議員、修正動議の提出》

【議長：丹野敏彦】

ただいまの黒瀬議員の動議は、所定の発議者がおりますので、成立しました。

暫時休憩します。

(午前 10 時 59 分)

《休憩中に修正案を配布》

(午前 11 時 12 分)

再開します。

黒瀬議員から修正案が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬 友基です。

「議案第 71 号 令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」に対する修正動議を、別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和 7 年 10 月 15 日提出

発議者	大潟村議会議員	黒瀬 友基
発議者	大潟村議会議員	松本 正明
発議者	大潟村議会議員	菅原 アキ子
発議者	大潟村議会議員	三村 敏子

修正案について説明いたします。

議案第 71 号「令和 7 年度 大潟村一般会計補正予算案」のうち、歳入の 16 款 2 項 2 目、有価証券売り払い収入 9,500 万円を 6,200 万円とし、歳出の 4 款 1 項 4 目、環境エネルギー費の株式会社オーリス出資金 3,300 万円を削減するものです。

なお、この修正に伴う合計欄等の修正については、お配りした資料のとおりです。

提案理由の説明をさせていただきます。

提案理由についてですが、本修正案は、今回提案された予算案に 9 月定例会において否決された株式会社オーリスへの出資金が含まれており、出資金を全額減額するための修正案となります。

今回の出資金の支出、増資に対する問題点をご説明させて頂きます。

まず、1 点目は、事業の位置づけ、村の関わりが大きく異なっていることに対しての村民への説明不足です。

前回も申し上げていますが、当初説明されていたのは「村が民間と連携して進める」という枠組みでした。しかし今回の増資により村が筆頭株主となり、事業の性格が実質的に村主

体に変わることを意味します。事業に伴うリスクや負担の多くを村が引き受ける構造となり、経営判断への責任も格段に重くなり、今後事業の状況が厳しくなった際に追加出資や支援要請などへの対応といった、追加で、より深い経営関与を求められるリスクが高まります。

当初、2022年6月議会において、「事業そのものへの村財源の支出は現在想定しておらず、国との調整のための旅費、村民への周知の広報費のほか、当初の出資金500万円」という説明を村長自らがしております。それが今回の追加出資の話となり、また来年度以降は固定資産税額相当額の補助金の検討をされております。

このような大幅な方針転換においては、村がこれからどのように関わっていくのか、そしてどこまで財政支援をするのか、逆にどうなった時には支援を打ち切るのか、といった点をしっかりと議論したうえで、個々の出資、補助金などの是非を考えるべきです。それが、今後も継続的に支援をするのか、どこまで支援するのか、もしくは一切行わないのか、という点が整理されないまま今回の支出がなされれば、今後も漫然と株式会社オーリスに税金を拠出し続ける事態になりかねません。

また、今回、村の広報誌において村民への事業説明を行ったとの説明をされました。しかし10月の広報おおがたにおいては、「再エネを安く供給することは困難になりつつあります。しかしながら、環境価値に着目した場合、付加価値のあるエネルギーを従来と同じ価格で提供しているとも言えます」という説明がありました。しかしながら、これに関しては、明らかに説明に不足があり、当初3年間の電力単価を14.5円とし、それ以降は25円に値上げすることが契約済みです。その上で、当初3年間の低い電力単価での比較のみをもって、ほぼ変わらない光熱費となるとの説明をされているのではないでしょうか。従って、この比較している施設では、3年後には同じ価格ではなく、光熱費を合計すると従来より高い価格となるわけで、広報の「従来と同じ価格で提供している」という説明は誤っていると言わざるを得ません。

そのような正確でなく、問題点を小さく見せ、ミスリードしようとする村民への説明をもって説明責任を果たしたとして予算を提出してくることは断じて認めることはできません。

2点目として、議会への説明の不足、議会における審議・議論の不足です。

前回の予算案否決以降、村長が各議員を個別に呼んで説明を行っています。しかし、説明の内容は予算の減額と、村の広報誌への事業説明をもって村民説明が行われたという点のみです。それ以外は、今回決めなければ事業が滞って脱炭素事業が成り立たなくなるということで早期の決断を迫る説得でした。

株式会社オーリスの社長を兼務する村長は、6月のオーリスの株主総会での増資の決定をする以前より、増資の必要性は認識されていたはずです。それにもかかわらず、9月議会直前になって議会側に出資の説明を行い、且つ今回増資ができなければ秋田銀行からの融資が下りず、現在行おうとしている事業の契約もできず、事業が頓挫するというような説明を行い、脱炭素事業を人質に取ったかのような早期の決断を迫りました。それが否決されると、再度今回、同様の説明をして、改めて今回の出資が行われなければ秋田銀行の融資が滞り事

業が止まる可能性を示唆し、不安を煽り、時間のない中で出資案への賛成を迫っているわけです。

そもそも、本来、本年5月以前に増資などの支援が必要だと把握していれば、それから時間をかけて議会、そして村民に説明したうえで、理解を求めて予算案を出してくるのが、村長、及び当局側のやるべきことであり、それをせずに、議会、議員側に短期間で十分な議論、審議ができる時間を確保させないまま議会に決断を迫るやり方は、正しい方法であるとは思えません。もっと丁寧な説明を行い、時間をかけて議論、審議ができる環境を作るべきと考えますので、その点においてもこの予算案には賛成することができません。

3点目として、村長、そしてオーリス社長としての行動、及び株式会社オーリス自身の問題です。

これまでの株式会社オーリスの事業説明、予算案の提案や説明、またそれに付随する状況を見る限り、村長は、村長と兼務されている株式会社オーリスの社長としての立場を混同して、行動、発言されているように見受けられます。脱炭素事業を推進するという点においては、株式会社オーリスも村も同じ方向を向いているのでしょうか、すべての利害が一致しているわけではありません。そのような中で、村と株式会社オーリスの利害が異なる場合に、双方の立場で的確な判断をされているとは到底思えず、すべては株式会社オーリスのために村の予算を使う前提での行動を取られているとしか思えません。

そのような観点から社長としての資質に極めて問題があると思いますし、このような立場を混同されるような行動が続くのであれば、村長は代表取締役を辞すべきと考えます。

また、株式会社オーリスは、自社で実施した脱炭素事業のプロポーザル及び入札において、総務省の事業と予算である地域活性化企業人として民間企業から村に派遣され、株式会社オーリスにおいて働いていた社員がいる企業が入札などの契約案件を受注しています。国の多額の補助金を用いながら、株式会社オーリス内部で仕事をしていた人間が所属する企業が事業を受託するという非常に不健全と思わざるを得ない状況です。

また、これまでに、株式会社オーリスが発注し契約状況を開示している事業に関しては、取締役や地域活性化企業人などの人的なつながりがある企業、及びそれら企業が含まれる企業体が、すべての入札などにおいて落札、契約し、事業を行ってきています。この点、全事業に国からの多額の補助金が入っている中で、その契約の状況を第三者が見た場合には、疑念を抱かれかねない状況であるとも言えるのではないでしょうか。

補助金を活用して事業を行う以上、高い透明性と公平性が求められる中において、社長の資質に疑義があり、活動内容に疑念を抱かれかねない企業に、これ以上の公的な支援を行うことがふさわしいと思えません。

以上3点となります。

さて、総務省の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」という通知における公的支援、つまり財政支援の考え方として、「公的支援を行う場合にあっても、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することができないようにすることが特に

重要である。このため、地方公共団体と第三セクター等の間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である。」とあります。

今回、この増資をそのまま許せば、まさに支援を漫然と継続することや、支援の規模が容易に拡大する状況になりかねません。正確に言えば、すでに支援を漫然と継続しようとしている状況に入りつつあるのではないかとすら危惧しています。

また、地方自治法第2条には「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と書かれています。その点においても、村が支援するにしても、出資金、補助金などを含め、最少の経費で支援を行うことが村には求められていますので、その支援の全体像をまずは示す必要があると考えますし、その点をしっかりと村民、及び議会に説明する責任があります。また、あわせて 株式会社オーリスの運営及び代表者の資質に疑念を持たれないような企業統治体制であることを確認した上で支援を行うべきであります。

そのようにしっかりと手順と説明、議論を経ての予算案提出であれば、株式会社オーリスへの公的支援の予算に関しては審議の余地はありますが、そのような前提条件が満たされていない以上、株式会社オーリスへの出資金とする予算を削減することを求めます。

以上が提案の理由となりますが、議員の皆様が、今回の予算案を修正した場合の、村の脱炭素事業の進捗への影響を憂慮する点は十分に理解いたします。しかしながら、今回の出資金の予算に関わらず、今後の脱炭素事業の在り方、村の関わり方も含め、議員自ら、そして村民が持つ様々な懸念点が解消されるような議論がしつくされたとお考えでしょうか。根拠が明確ではない、タイムリミットであるという理由に納得されているのでしょうか。

現在、議会改革特別委員会をつくり、村民に信頼される議会のるべき姿を目指している議会として、当局側との議論を尽くし、各議員がしっかりと理解・納得したうえで、村民に問われても胸を張って説明できる状況となって、各議案に賛否を決めることが重要であると考えます。

その点をあらためてご理解いただいた上で、今回の予算案及び修正案についてご検討頂き、修正案に賛同いただけることをお願いしたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

これより、本修正案に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番、大井圭吾です。

黒瀬議員の説明の中に、今回、村の増資が増えた場合に、村の責任の関わりが増加してオーリスに対する責任が増えてくるという話がありましたが、これは国の事業で元々始まった事業ですので村の出資が多かれ少なかれ村には責任が大きなものがあり、この事業は進めて

行かなければいけないものだと僕は考えています。

その上で、その点については、この事業自体、私も続けていかなければいけないと思っていますし、そういう部分に対してはどのようにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

私もこの事業を潰していいとは思っていません。ただ、ずっとこの事業を、例えば赤字でずっと税金を拠出しながらやり続けることが正しいとは思っていません。

その中においては、当然現状でも、村が立ち上げた事業であり、村長が社長を兼務しているという状況において、この事業をしっかりとオーリスと責任を持ってですね、進めていく必要があると思っております。ただ、出資額が大きくなつて筆頭株主になった場合には、やはりそこに会社としての責任、出資者としての責任を問われる割合は高まるのではないかと考えますので、その点はやはり当初のお話のとおり、民間と協力してやっていくという姿勢が一番重要ではないかというふうに考えます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

別の件にも関わっていいですか。

【議長：丹野敏彦】

はい。

【10番：大井圭吾議員】

今回確かに、黒瀬議員の言うとおりに、村のやり方に関しては議員、誰一人いいとは思っていないというか、こういうふうにちょっと混迷を極めているとなつていているというのは、ただ議案というよりも、村のやり方、説明自体が良くなかったのではないかというふうに僕は考えているのですが、この事業をやはり進めていかなければいけない。国の補助事業でやっていく5年間の補助事業で、今年は4年目で投資等も必要になってきますし、いろいろな遅延の状態があるということで、確かにやり方がおかしいというかちょっと納得できない部分もあるのは私も認めますが、今回の出資に関しては、出資と融資をまた別に考えた説明をちゃんと村からしてもらった方が良かったと思うのですが、村の方は何か出資ありきの融資みたいな話を最初に説明されて、それがまたおかしくなっているのではないかというふうにも受けるのですけれど、やはり経営基盤を強くするとかそういうことは、やはり出資額というのは大きくあった方が融資する側でも当然の見解ではあるのではないかと思います。

それで、今後事業を進める上でも、初期投資なり出資というのは必要な部分ではないかなと思いますし、今ここで今年度の事業をやはり進めていくことは僕は肝要なことだと思いますし、これから村のやり方がどうかという部分については、今回この出資を認めた上で、

またやり方に対して改めて議論を重ねてもいいのではないかと思うのですが、その点はどう思うでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

別に私もこの事業を、繰り返しますけれど、止めていいと思っていないですし、今年度、補助事業でやる今あるプロジェクトを止めたいとも思っておりません。

先ほども村長の質疑の中で明確に答えなかったので、私も言わせていただきますけれども、私自身としては、個人的にはここでの増資が融資を決めるものではないと思っていますので、止まることはないと思っています。そこに何の確約もないすけれども、村長の先ほどの答弁も確約のないものですので、私はそう思っています。

その上でですけれども、この事業をですね、これからやり方だとかそういうところをどう見直していくかという部分ですけれども、これについてはですね、2022年6月の最初の段階で500万円出しますという話になりますて、それ以降、例えば三村議員ですかが、村民への説明をしっかりと丁寧にしてほしいという話を再三しております。私個人的にはそれが果たせているとは思っておりません。ですので、予算を通してしまえば、通ったのだからもういいだろうというスタンスでこれまで来ているのではないかというのが私の考えです。ですので、ここで予算を通して、その後、きちんとお話を聞いてもらって、何か手立てを打ってくれるという保証は何もないと思っていますし、保証もなければ、今までの実績を考えればそのようなことがあり得ると思っておりません。ですので、やはりここできちんと予算を削減した上でできちんと、当局がもうそれを通したいというのであれば、それを前にゴールを置いた上で議論をしない限りは議論が進まないとと思っていますので、やはりここは一旦、予算を削るべきではないかと、削った上で議論をして、再度予算を提出していただくというのが、やり方としてはいいのではないかというふうに私は考えます。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

黒瀬議員としては、今回がそういう部分を振り返る良いタイミングということで、議論を尽くしたいということだとは思います。この事業は、やはり脱炭素先行地域として国から認定を受けた事業で、今ここでやはり国が注視している事業でもあるので、円滑に、表向きにといえば変ですけれど、ここで円滑に進め、国の補助金も今年度もらって、そのまた先でまた協議していくかなければいけないというふうに私は考えますが、同じような話なのですが、それは同意できないということでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

直近の事業に関しては、繰り返しになりますけれども、今否決できても私は順調に進められると思っています。ですので、1回ここで止めて仕切り直すことと、またこの事業を進めること両方を進めていきましょうということを私は言いたいというふうに考えております。

【議長：丹野敏彦】

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

やはり今、太陽光パネルとかこれから設置しなければいけないとなるといろいろお金かかるわけですけれど、物価高騰で日々何でも値上がりしている状況だと思うのですけれど、そういう部分でタイムリミットとかそういう言い方、早くしなければいけないとそういう言い方もよくないのかもしれないけれど、作れるものは早めに作って対応して、黒瀬議員は増資しなくてもできるとお考えかもしれないけれど、増資というのはやはり経営基盤を大きくする、盤石なものに持っていくという意思の部分でもあると思いますし、そういう中で今、増資をして運転資金を整え、施設整備とかそちらの方もなるべく早い段階で取り組んだ方が経費も収まるし、国の方にも補助金利用の説明もつくし、そういう部分で円滑にいくというふうに僕は考えます。

【議長：丹野敏彦】

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

財政基盤をどうするかというところは議論があるところですけれども、そもそもこの事業は相当な融資を受けてやるという前提になっていますので、そういった意味では、例えば無借金でいけるという事業ではないので、どこまで増資をするべきかというのはいろいろな考え方があるのかと、全額自己資金で賄うということはそもそも想定しない事業なので、そこはあるのかなというふうに思います。

あともう1点、今お話されていた、この今回の事業が遅れれば物価が高騰する中でというお話ですけれども、少なくとも今直近にあるプロジェクトに関してはもう入札が終わっているので、その範囲で金額として確定しているもので、これがそのままいけるという話であれば、特段、そこに事業費がかかり増しになる、例えばこの契約が1か月ずれたからかかり増しになるというものではないのかなというふうに考えています。

【議長：丹野敏彦】

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

1か月ずれたらどうなるとか、そこら辺の契約の内容というのはちょっとわかり得ない部分もあるとは思うのですけれど、まず私の言いたいことは、以上で終わりたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。

今回の件、私自身、非常に悩ましいなと思っているところです。

自分の意見をなかなか伝えるような質問にはならないかも知れませんが、何点かお伺いしたいと思います。

先ほどの質問にも多少重複するのですが、改めてお伺いします。

黒瀬議員が今回修正案を出すということで、賛同者として他の議員の方も名前が載っておられますので、呼びかけをしたということだと思います。今回、その呼びかけをするという中で、今回の予算案を否決しようという呼びかけをして、その方向に持っていくというようなこともできたのではないかなと思うのですが、この修正動議という形をとったという理由を改めてお伺いしたいです。

【議長：丹野敏彦】

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

今回に関しては前回、9月議会の際にはですね、基金積み立ての予算はもちろん一緒に上程されていますけれども、その他の事業費としての予算というものはなかったものですから、一旦全額否決という形でいいのではないかなというふうに考えました。ただ今回に関しては、その他の、福祉関連の予算ですか、産業関連の予算も入っていますので、そういう意味では、今回否決をしてしまうと、そういうふた村民の暮らしですとか、村民の産業に直結するところの事業が1回滞る可能性もありますので、今回に関しては修正という形で、この環境エネルギー費の出資金のみを減額するという修正動議を出させていただきました。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。

先ほど提案理由の中にもありましたけれども、今後このようなことを整理して進めていくべきではないかという話がありましたが、再三申し上げられているとおり、この事業が、あるいはこの会社が潰れていいとは思ってないというような前提でお話されていたと思います。

今回、修正案が通り、この増資の件が今臨時議会において成立しなかった場合の今後の具体的なステップ、こういったことをして、こういったことがクリアになればいいのではないか、こういった時期が望ましいのではないか、そういった具体的なスケジュールのイメージというのはお持ちでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

私の方ではですね、それぞれの議員の方がどの点を気にされているのかということはいろいろあると思います。ですので、それが、皆さん全員が納得するという形は難しいと思うのですけれども、ただ最低限、私が先ほども、松橋さんが言っていただいたとおり、いろいろな議員の方とお話する中においては、やはりこの進め方だとか、議論がし尽くされていない状況、あとは先ほども斎藤議員の方から当局への質問で出ていましたけれども、村がどう監視というか管理していくのかというところの枠組みを作るだとか、そういったことがやはり重要ではないかと思っていまして、そういった大きな枠組みですとか、先ほど述べさせていただいた、第三セクター等の経営健全化に関する指針というものを総務省が出しています。この中においては、やはり、特に債務超過の懸念がある、債務超過している第三セクターを持っている場合には、そのような指針を作るべきであるというのがありますて、その中でどこまで支援するのかですとか、村が実際にどう関わるのか、そういった枠組みを作るという形がありますので、そういったことをぜひやっていただきて、また先ほども少し述べましたけれども、オーリスの企業統治体制、そこあたりがすごい透明性があるものであるということがわかれですね、また予算が上程されて皆さんで議論をしっかりするというのがいいのではないかというふうに思っています。

それを全部満たすとなれば、指針策定ですか、ルールですか、条例ですかという形になるのかもしれないですけれど、それをどこまで時間をかけるかということもあるのですけれども、まずはそこを着手したというところが見えるのであれば早々に、極端な話、どうしても急ぐという話であるならば、急ぐ理由もありますけれど、条件もきちんと明確にしていただく必要がありますけれども、これを例えれば来年度の予算にするとかそういうことではなくて、早々に予算提案というのを、そういった説明がされるのであればしていただきてもいいですし、それに議員としていろいろな様々な意見を言いながら議論し合ってより良い姿になるというのは、早々に僕は実現できればいいなというふうに思っております。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

質問はございませんが、今回の提案理由や、黒瀬さんおよび賛同者の方ともお話されたと思いますけれども、その考えがよくわかりました。

ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

ほかに質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、修正案、原案を一括して行います。

はじめに、修正案に反対、原案に賛成の方の発言を許します。

6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私は修正案に対して反対、原案について賛成の賛成討論をさせていただきます。

9月議会で、脱炭素事業運営会社オーリスへの村の増資について議案が出され、否決されました。

この結果を受けて、当局は他の株主に本事業の意義や現在の状況などを説明し、増資への理解を求め、その結果、全株主ではないにしろ、多くの株主から理解をいただき、各社において追加出資に協力していただけることになり、村の増資額も当初4,500万円から3,300万円に減額されたことは評価いたします。

また、村民への事業の進捗状況や課題などを広報で説明したことも併せて評価していくたいと思います。今のところ、地域住民の生活や経済に直接関係するものではないため、身近に感じることはなかなか難しいと思いますが、少しでも関心を持ってもらえるよう、いろいろな手段を用いて引き続き説明すべきと考えます。

さて、本件を判断するに際し、現実、現状を見て、その結果どんな影響があるのか考へる必要もあるのではないかと思う。今回の増資はスタートが半年以上遅れて、その間、収入がなく、経費が積み増しされ財務状況が厳しくなってきたため、オーリス自身が運転資金として金融機関から追加融資するためのものです。もし増資できなければ追加融資もできなくなり、会社運営に大きな支障が生じます。国の補助金の関係で本年度中に事業完了しなければならない設備にも影響が出てくるかもしれません。そうなると会社経営会社継続も難しくなり、事業運営もままならなくなるかもしれません。

ではどうするか。村直営にするのか。それも問題です。

では事業をやめるのか。

では、既に国の補助金で事業を進めているプラントはどうなるのか。事業実態がなされなければ、全額でないにしろ補助金返還の可能性が大いにあります。既に15億円から20億円近くの事業が完了し、その約3分の2が補助金であり莫大な金額です。返還となれば、小さい自治体で貰えるものではありません。

また、今後、村がことあるごとに際限なく補助を出さなくてはならなくなるのではないかと危惧する声があります。確かにその危惧は理解できます。

しかし、議員の皆さんに問いたい。議会はなぜあるのでしょうか。議員はなぜここにいるのでしょうか。議会の大きな役割は行政のチェック機能です。また、行政側は議会の議決なしに事業を進めることはできません。提案権のある自治体の長が予算案を出し、可決承認されて初めて事業に着手できるのです。つまり、我々議会が必要と認めなければ進められないのです。我々が機能していれば、その心配は非常に最小限になると考えます。

本議案は、脱炭素事業継続をするか否かまでいく議論です。この事業は5年計画であり、まだまだ道半ばです。また、この事業は不特定多数を顧客とするサービス業ではなく、主に公有施設への熱供給や太陽光発電事業であり、事業収入はある程度安定し、確実に見込めます。計画どおりに事業が進み、計画どおりの収益体制にいち早く構築するためには、財務体质の強化と併せ、サポートする金融機関との信頼関係と絶大な協力が不可欠になります。そして、それにより運営会社が1日も早く独り立ちできるようにすることが、結果として村のために、また、地域住民のためになると考えます。

よって、今回の増資削減の修正案については反対いたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

9番、三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

9番、三村敏子です。

修正動議に賛成の討論をいたします。

第三セクターの経営で一番心配されることは、経営がうまくいかなくても、結局最後は自治体がどうにかしてくれるだろうと思ってしまうことがあると思います。

今回、株式会社オーリスの総会は6月に開催され、その時点で経営が厳しい状態であることはわかっていたと思います。9月議会でオーリスへの村からの増資が補正予算案で提出されました。その間、一体何をしていたのか。はじめから村の補正予算での増資を見込んでいたのではないかと思います。

私はこのような考え、最初から村からの支援を頼っていることが大きな問題と考えています。このような村頼みでは、この先が思いやられます。

自立した経営を行う努力をしていただきたいと強く思います。

よって、修正動議に賛成いたします。

【議長：丹野敏彦】

ほかに討論ございませんか。

10番、大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番、大井圭吾です。

私は修正動議に反対で、原案に賛成ということでお話したいと思います。

まず投資および出資金、自然エネルギー100%の村づくり推進事業における株式会社オーリスへの出資金として今回3,300万円が計上されていますが、これは先月の定例会で否決されたものが修正され、再提出されたものです。なぜ今回また修正、再提出されたのかというのは、村としてどうしても議会の承認を得て事業を推進していかなければいけない状況であるということは言わずもがなであります。

前回に否決を受けて、村では広報により村民への周知を図り、他の出資者に対しても今まで以上に丁寧な説明、お願いをして、出資をいただける方向に進み、村の出資額を前回の案より3割近くを抑えることにしており、これはある程度評価すべき努力と受け止めております。

さて、村は令和4年に脱炭素先行地域に環境省から選定され、自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦を進めている途上であり、この取り組みは日本国内から大きく注目を集めています。村の取り組みが国内の先行事例にならなければならない責務も村には課せられているわけです。この大きなプロジェクトに直接取り組む、株式会社オーリスへの自己資金を増資し安定した経営基盤を整えることは、専門家や取引銀行からも推奨されていることで必要不可欠な状況であると理解しております。

また、昨今の物価高騰は、国内での全ての産業が影響を受けているわけあります。この事業も開始されて3年前とは大きく変化していることも現実的な状況であり、この当初は予想できなかった状況にも対応しなければならなく、増資も必要であると考えています。

昨夜から来られたバイオマスボイラーのエキスパートであるイエンス氏と意見交換会がありました。その中でも自然エネルギーへの取り組みは、初期投資は非常に大きなものになる、しかし、ランニングコストは安定して少額で抑えられるという説明がありました。ヨーロッパでは戦争などもあってガスの値段が何倍にも跳ね上がるという事態もありましたが、そのような影響も受けなかったという話もありました。

村の現在の設備に対して、イエンス氏からは十分整っているという説明であり、後は技術者が経験を積んでいけばさらにいい方に進んでいくという話がありました。

最後になりますが、前回、否決を受けたことを村としては今回真摯に受け止めていただき、村としては十分に熟慮した上で前回の提出だったかもしれません、議会としては突然目の前に現れた議案としか言えない状況になってしまい、また可決を前提として切羽詰まったタイムスケジュールを示されても、「はい、そうですか」と我々も簡単にいかなかつたということだと思います。今後、今回のことの教訓にし、丁寧な説明と議論を深め、相互理解の上で村の事業を進めていくことを常に意識していただきたいと併せてお願ひいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに討論ございませんか。

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

まず、「議案第71号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案」に対する修正案について、採決します。

本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手少數であります。

よって、修正案は、否決されました。

次に、議案第 71 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の原案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年第 6 回大潟村議会臨時会を閉会します。

(午後 0 時 00 分)